品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
一～四　（略）	（略）
四の二　第二条第四号の二の施錠装置	第百十六号改訂版 第百六十一号
四の三　第二条第四号の三のイモビライザ	第百十六号改訂版 第百六十二号
四の四～五の九　（略）	（略）
五の十　第二条第五号の十の燃料制御保護装置	第百十号第五改訂版
五の十一　第二条第五号の十一の燃料タンク取付装置	
五の十二～十一の四　（略）	（略）
十一の五　第二条第十一号の五の運転者席	第百二十五号第二改訂版
十二～三十四　（略）	（略）
三十四の二　第二条第四十号の二の盗難発生警報装置	第百十六号改訂版 第百六十三号
三十四の三～三十五の二　（略）	
三十五の三　第二条第四十一号の三の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	第四十八号第八改訂版
三十五の四～三十九　（略）	（略）
四十　第二条第四十六号の事故情報計測・記録装置	第百六十号改訂版
四十一　（略）	（略）

品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
一～四　（略）	（略）
四の二　第二条第四号の二の施錠装置	第十八号第二改訂版 第百十六号
四の三　第二条第四号の三のイモビライザ	第九十七号改訂版 第百十六号
四の四～五の九　（略）	（略）
五の十　第二条第五号の十の燃料制御保護装置	第百十号第四改訂版
五の十一　第二条第五号の十一の燃料タンク取付装置	
五の十二～十一の四　（略）	（略）
十一の五　第二条第十一号の五の運転者席	第百二十五号改訂版
十二～三十四　（略）	（略）
三十四の二　第二条第四十号の二の盗難発生警報装置	第九十七号改訂版 第百十六号
三十四の三～三十五の二　（略）	（略）
三十五の三　第二条第四十一号の三の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	第四十八号第七改訂版
三十五の四～三十九　（略）	（略）
四十　第二条第四十六号の事故情報計測・記録装置	第百六十号
四十一　（略）	（略）